

くらしのカレンダー

12/1 土 赤口 〔歳末たすけあい運動・～31日〕 〔食品・添加物等の年末一斉取締り月間・～28日〕	9日 友引 ◆中之島村農協中央SS ◆皆庄産業(株)見附バイパスSS (中之島第7・☎66-5395) (今町4丁目・☎66-5100) ④山喜医院(☎62-0646) ⑤石川医院(☎66-2140) 〔障害者の日〕〔身体障害者福祉週間・～15日〕
2日 先負 ◆浅野藤吉商店中之島SS ◆小林石油中之島インターSS (中之島第6・☎66-4327) (五百刈・☎66-6328) ⑥星野(弘)医院(☎62-0998) ⑦寺師医院(☎62-0137)	10月 先負 〔交通安全家庭の日〕 〔公給領収証の完全交付・受領強調月間・～1月9日〕
3月 友引	11日 火 凶滅 ■停電 午前9時～正午 赤沼の一部・大沼新田・小沼新田の全部 ■心配ごと相談(行政・人権相談も含む) 午後1時～4時 中之島村公民館 〔冬の交通事故防止運動・～1月10日〕 〔年末・年始の防犯運動・～1月10日〕
4日 火 先負 ■停電 午前9時～正午 横野の全部・中野西の一部 ■心配ごと相談(行政・人権相談も含む) 午後1時～4時 中之島村公民館 〔人権週間・～10日〕	12日 水 大安 ■三歳児検診 対象者 昭和56年9月～11月生まれ 午前9時～9時30分受付 中之島村公民館 〔分水局の市外局番が「0256」に変更・午後2時から〕
5日 水 凶滅	13日 木 赤口
6日 木 大安	14日 金 先負
7日 金 赤口 ■除雪会議 午後2時 中之島村公民館 〔大雪〕	15日 土 友引 ■健康相談日 午前8時30分～正午 役場保健室 〔年賀郵便特別扱い〕
8日 土 先勝 〔金融機関休業日〕〔針供養〕	16日 先負 ◆高森石油刈谷田SS ◆中沢燃料(株)見附バイパスSS (赤沼☎02569-8-4721) (今町4丁目・☎66-4110) ⑧星野(幸)医院(☎66-2103) ⑨佐々木医院(☎62-2357)

広報

昭和59年

11月 No.135

なかのしま

編集と発行/南蒲原郡中之島村役場企画課
(〒954-01 ☎0258(66)2270)



冬 間 近

(越冬用野菜の取り入れ風景—11月23日中条地区で)

利用のために

④マークは休日在宅当番の内科医 診療時間はいずれも午前9時から午後5時までです。
⑤マークは休日在宅当番の外科医 時間外でやむを得ない時は、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。
◆マークは日曜営業の給油所 ■マークは行事

忘 年 会



「忘年」と言う言葉にはいろいろな意味があるようです。自分の老いを忘れて没頭するほどおもしろく思うこと、年齢の差を気にとめないこと、長幼を論じないこと、その年の苦勞を忘れること……などです。

もちろん忘年会はその年の苦勞を忘れるための催しですが、せっかくの会ですから、年齢を忘れ、長幼に関係なくたのしみたいものです。

最近では、泊まりがけの忘年会が流行しています。といっても、別にぜいたくなったのではなく、マイカーの普及によるものです。忘年会の後、酔っぱらい運転をして帰ることとはできないので、それならいっそ温泉宿などに泊まって忘年会をやり、あくる朝早くみんなそろって出勤しようというわけです。

一方、マイカー通勤の少ない大都市でも、泊まりがけの

忘年会が増えていきます。こちらは、二次会、三次会で酔ってしまつて遠いベッドタウンへタクシーで帰るよりは……ということなのです。

その外、夜の観光バスを利用してショーを見たり、職場チームで草野球をしたりする忘年会を見かけます。したたかに飲むだけの時代ではなくなりつつあるのでしうか。

ところで、年末年始は忘年会に限らず飲食の機会が多くなります。

十二月はお正月用の食品が大量に出回るシーズン。同時に食中毒など食品の「事故」も増えることから、国では特に十二月を「食品の年末一斉取締り月間」として、食品衛生監視員が食品関係業者の監視を行います。わたしたちもおせち料理などの食品の取扱いは、保存には十分注意しましょう。



おもな内容

- ・9月定例村議会一般質問 ②～⑤
- ・昭和59年度予算の執行状況④～⑤
- ・盛況でした——村民祭 ⑥～⑦
- ・佐藤勝蔵さんが全国保護司連盟会長表彰を受賞 ⑨
- ・割賦販売法が改正されます ⑩
- ・農業用軽油免税証交付申請開始⑪
- ・村内一周駅伝競走大会結果から⑬
- ・村史編さんこぼれ話(その7) ⑭

村民憲章

一、わたしたちは、恵まれた自然に感謝し郷土を愛し、働く喜びを知る家庭と村をつくりましょう

一、わたしたちは、健康で笑顔に満ちた心のかよう家庭と村をつくりましょう。

一、わたしたちは、伝統を生き、教育・文化の向上と産業の発展につくす家庭と村をつくりましょう。

(昭和五十六年八月八日制定)

議 会 報 告

九月定例村議会
一般質問から

九月定例会の本会議が九月二十一日午前十時から開かれ、村政に対する一般質問が三議員より行われましたので、その要旨をお知らせします。



高木 三郎
議員

教育行政について

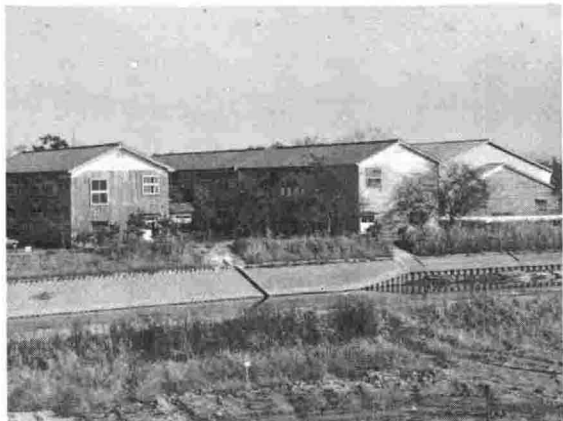
▼中学校の統合については、小学校の統合話がでた昭和四十年頃からすでに話題にのぼっていたが、小学校の統合が急がれたため先送りとなったものである。当時、私は小学校統合特別委員会の長として小学校の統合に関与してきたが、話がでてから中之島中央小、信条小、上通小の三カ校に統合され、

その建設が完了するまで二十年近くもかかっている。

この経緯からしても、統合三カ校の建設が完了した現在、今度こそ、中学校の統合を急ぐべきでないかと思うが、次の二点についてお伺いしたい。
一、中学校の統合は重要かつ緊急の問題と考えるが、他の事業より優先してやるお考えがあるかどうか。あるとすれば、その目処を伺いたい。
二、現在の二校をそのまま改築という説もあるようだが、私は教育環境や施設の充実、あるいは効果の面から一校に統合すべきと考えるが、村長のお考えはどうか。



中之島中学校



中之島北中学校

【斎藤村長】おっしゃるとおり中学校の統合問題は重要である。どういう形で取り組むかは検討のうえ、六十年三月の定例会でお話し申し上げ、村民の考えを聞く審議会等を設置したいと考えている。仮りに統合するとなると建設費は、今の試算で総額約十八億二千万円——校舎で八億一千万円(三階建・五千一〇〇平方メートル)、屋内体育館と給食棟で五億円(三千三〇〇平方メートル)、土地買収及び造成費で五億一千万円(四万一千平方メートル)——を必要とし、この財源は国庫補助金で四億三千五〇〇万円、地方債で七億五〇〇万円、村の持ち出しで六億八千万

農業行政について

円を見込んでいます。村の持ち出し分については、六十年四月に設置予定の審議会等にはかって、積立をはじめたいと考えています。
また、建設計画としては、昭和六十四年度までに土地買収及び造成を行い、六十五・六年度で校舎棟を、六十七年度に屋内体育館及び給食棟をそれぞれ建設したい。
いずれ、議会の皆さん方のご協力を得て進めたいと考えています。

▼次の二点について村長のお考えを伺いたい。
一、今年は天候の影響かどうか、村内各地でカメ虫による稲作被害が発生している。私の調査では中之島村農協管内で、すでに四一三俵の被害がでている。カメ虫は雑草の繁茂しているところに発生するようだが、専門家の話によれば発生源は高速道路や河川堤防、あるいは農道に繁茂する雑草にあるといわれている。

米どころの本村としては、早急に被害調査を行うとともに、カメ虫の発生源である雑草を除去するよう関係者に要請すべきでないか。
二、水田利用再編対策については、私

も今まで農業委員会長の立場で関与してきたが、今年の生産対策ほど国の方針が二転三転したことはない。国は県に、県は市町村に、村は生産対策審議会に任せる。結局は審議会の構成員である、産業委員や農業委員に責任を負わされる形となり、部落に入ると村長に文句を言うものはないが、産業委員や農業委員の我々に対して「農民の代表でありながら、昨日決めたことを今日変えるようでは協力できない。来年度の転作も協力できない」という声が多くでている。

村長は米どころの長として、国や県に対してもっと責任をもつよう強く要請すべきでないか。そうでないと、六十年度の転作は難しくなるのではないか。

【斎藤村長】第一点目のカメ虫の被害発生源とみられる高速道路や河川堤防、農道の雑草については、早速調査のうえ、関係の道路公団や土地改良区、農協等に要請し、あるいは協議しながら除去に務めたい。

第二点目の水田利用再編対策については、おっしゃるとおり、国は猫の眼行政というか今年ほど二転三転したことはない。来年度の減反面積は、今年、韓国米を輸入したことから緩和される

と思うが、なくなることは考えられない。この制度は国の施策によるもので、村長個人でどうこうするということができないが、農民の代表としてご質問の趣旨を十分踏まえて努力したい。



大野 久夫
議員

旧中野小学校校舎の
整備について

▼旧中野小学校校舎は、現在、一部を民俗資料館と中野公民分館に活用されているが、次の二点についてお伺いしたい。
一、民俗資料館には、数多くの民俗資料が雑然と広く展示されているが、訪れる人も年間五、六十人と聞く。このようなことで、果たして民俗資料館としての価値があるのか疑問にさえ思われる。せっかく、設置した民俗資料館であるので、村はもっとこれらの民俗資料の整備を行い、民俗資料館としての価値を高める必要があるのではない

か。また、整備した後に不用となる部分の建物は、維持管理の経費削減のうえからも取り崩すべきだと考えるがどうか。
二、公民分館として活用している体育館は、今年の豪雪等により屋根瓦や雨戸の傷みも激しく、また、合掌造りの部分も下がるなど、非常に危険な状態にある。最近、県の耐久度調査もあつたと聞くが、そのような建物の中で、小・中学生は毎日のように使用しているが、この事態をどのようにお考えか。

【斎藤村長】第一点目の民俗資料館は、村民の善意により寄贈されたもので、子孫に伝える貴重な資料ですので、おっしゃるよう整理整備を行い、民俗資料館としての価値機能を高めたい。
第二点目の公民分館については、体育館を含めた校舎全体に老朽化がめだつが、中学校建設という大目標があるので、当分は補強修理で危険のないよう対処したい。

中之島保育所跡の
利用について

▼いま、中之島保育所は六十年三月の完工をめざして建設が進められている



◀新年度(六十年)には廃所となる中之島保育所(旧中之島小学校校舎)

が、これに伴い現保育所の跡地利用が取り沙汰されている。今議会に、地元中之島から公民分館建設の陳情書も提出されているが、村長はこの跡地の再利用をどのようにお考えか伺いたい。

【斎藤村長】現在ある保育所は、新しい保育所が建設されれば取り崩す約束になっている。従って、跡地の再利用についてはいろいろ考えているが、今回、地元の方からその跡地に公民分館を建ててほしいという陳情書が議会に



小柳 嘉明 議員

提出されているので、議会の動向と併せて今後十分検討のうえ対処していきたい。

長岡テクノポリス広域化における中之島の除外について

▼八月二十一日付の新潟日報によると、県は、長岡テクノポリスの圏域を、長岡市を核に信濃川に添う形で、中之島村を含めた十五市町村に拡大するという基本構想を明らかにしたと伝え、村民を喜ばしたが、翌日になって中之島村とあるのは加茂市の誤りであったと訂正し、結局、本村は村民の期待に反してこの基本構想から外される形となり、村民ががっかりさせた。

村内に働く場をと工場誘致条例を制定するなど、村を挙げて企業誘致に本腰を入れ期待していた矢先、今回、県の構想から外されたことは、今後、企業を誘致し、住民の生活安定と向上をめざす本村にとって、大きなマイナスになると思うが、村長はこの事態をどのように受け止め、今後対応されるのかお考えを伺いたい。

【斎藤村長】早速、県に不満を表明し、真意を正したところ、県では『長岡テクノポリス圏域拡大の基本構想は、これまで各市町村の実態を十分調査・分析を行い、通産省と合議のうえで決められたものである。これを受け入れるには――①五十ヘクタール以上の工業団地の造成及び工業排水路の整備が必要であること。②工業集積度という一定の工業出荷額がなければならぬこと。――等の厳しい条件があり、村の不満の気持ちは判るが、中之島村は優良な農業村として、この条件を達成するのはむずかしいのではないかと。また、県としても、中之島村は他の町村と違い大事な穀倉地帯でもあり、五十ヘクタール以上の農地をつぶすのは惜しいことだ。指定された市町村のなかにも、今後条件を満たされずお手上げになるところもでてくるのではないかと。思う。

中之島村は大企業を誘致するよりも、むしろ農業を主体とした農村工業的の従業員三〇〇〇五〇〇〇人位、敷地も三五ヘクタール程度の中企業の誘致に努力した方がよいのではないかと、ということでした。

本村の実態からして、県の基本構想による指定は困難と思われるので、この際、基本構想から外された代償というようなことで、即刻、農村工業的企業を優先して斡旋してもらおうように申し入れてきた。今後ともこの方向で努力したいと考えている。

家庭排水の終末処理について

▼家庭雑排水は、いままでほとんど自然に用排水路へ流されていたが、近年、村内各部落の下水路整備も、村の下水路整備事業補助金制度による助成を得て進められており、また、県営かんばい事業による水路改良も各地で行われているなど、すべてコンクリートの用排水路に変ってしまったため、いままでのようにどこへでも流れなくなつた。

更に今後、農村総合整備モデル事業の集落排水整備が進行すれば、家庭雑

排水の増えることは必至であり、当然、この排水処理は大きな問題となる。すでに流し場に困っている部落もでていると聞くが、村はこの際、これが対策として地域ごとに集落外排水路を造る考えはないかお伺いしたい。

【斎藤村長】家庭雑排水の処理を村で考えよということですが、集落内の排水路工事については、ご承知のように村の下水路整備事業補助金を各部落に交付して進められており、非常に喜ばれている。

ご指摘の集落外排水の問題については、村としても理解はしているが、一カ所や二カ所であれば別ですが、各部落・各地域の排水をすべて排水幹線の中之島川に接続させることは、現状の財政面から困難である。多少の助成は考えているが、これは部落あるいは地域の責任で応分の拠出金を出し、土地改良区にお願いすることが望ましいと考えている。

いずれにしても、部落あるいは地域で相談のうえやっていただきたい。



中之島村告示第七十七号

昭和五十九年度

予算の執行状況 (九月末現在)

昭和五十九年度各会計の当初予算については、「広報なかのしま」三月号で詳しくお知らせしましたが、今回はそれらの予算が九月末現在において、どのように執行されているかお知らせします。

一般会計

二十六億一千四百七十九万六千円の当初予算は、その後、村道改良工事請負費、村道維持修繕工事費、中条教員住宅屋上防水補修工事請負費、上通小学校旧校舎取り崩し工事請負費、村債年次償還利子等を中心として、一億四千七百八万一千円の追加補正を行い、九月末日における予算総額は二十七億六千八百八十七万七千円となりました。

その収入・支出状況は、
〔収入〕
十六億三千八百七十七万三千元
〔支出〕
十三億八千八百二十七万一千円

歳出 (単位:千円・%)

区分	予算額	支出済額	予算残額	支出割合
1.議会費	53,785	26,091	27,694	48.5
2.総務費	298,550	162,240	136,310	54.3
3.民生費	486,957	164,568	322,389	33.8
4.衛生費	118,459	61,485	56,974	51.9
5.農林水産費	219,885	72,001	147,884	32.7
6.商工費	46,669	32,118	14,551	68.8
7.土木費	516,907	165,869	351,038	32.1
8.消防費	100,670	61,899	38,771	61.5
9.教育費	723,058	604,467	118,591	83.6
10.公債費	196,137	37,533	158,604	19.1
11.予備費	800	0	800	0
歳出合計	2,761,877	1,388,271	1,373,606	50.3

で、差し引き二億四千三百六十万二千円の現在高となっております。資金繰りも順調に行われ、健全財政を維持する見込みです。

国保特別会計

当初予算四億九千三百三十八万七千円により運営してきましたが、その後、老人保険医療費拠出金や予備費などで一千四百四十一万円の減額補正を行い、九月末日現在における予算総額は四億七千九百九十七万七千円となり、その収入・支出状況は、
〔収入〕二億七百五十五万五千円
〔支出〕一億九千二百二十九万九千円
で、差し引き一億五千二百五十五万二千円の現在高となっております。

老人保健特別会計

四億七百三十三万九千円の当初予算により運営を行ってまいりましたが、その後、前年度繰上充用金や医療給付費などに四百九十九万三千円の追加補正を行い、九月末日現在における予算総額は四億一千二百三十三万二千円となりました。
その収入・支出状況は、
〔収入〕一億七千八百五十一万一千円
〔支出〕一億六千四百七十七万四千円
で、差し引き六百八十四万七千円の現在高となっております。

歳出 (単位:千円・%)

区分	予算額	支出済額	予算残額	支出割合
1.総務費	18,341	9,091	9,250	49.6
2.保険給付費	321,114	128,761	192,353	40.1
3.老人保険拠出金	126,723	52,810	73,913	41.7
4.共済業拠出金	4,254	1,062	3,192	25.0
5.保健施設費	2,287	213	2,074	9.3
6.基金積立金	2,798	0	2,798	0
7.公債費	1	0	1	0
8.諸支出金	402	92	310	22.9
9.予備費	4,057	0	4,057	0
歳出合計	479,977	192,029	287,948	40.0

歳出 (単位:千円・%)

区分	予算額	支出済額	予算残額	支出割合
1.総務費	740	337	403	45.5
2.医療諸費	407,078	159,910	247,168	39.3
3.諸支出金	119	112	7	94.1
4.予備費	50	0	50	0
5.暫定費	4,345	4,345	0	100.0
歳出合計	412,332	164,704	247,628	39.9



フォトスポット

盛況でした

11月7日(水)から12日(月)までの6日間にわたり、中之島村公民館で開催された「村民祭」——特に、7つの催し(・農産物展示即売会・チャリティセール・錦鯉品評会・わたあめ、串だんご販売・生花展・村民作

▼農産物展示即売会——特産の大ロレンコンやナメコをはじめ、農業青少年サークルの手により収穫されたじゃがいもや落花生など、新鮮な農産物を取りそろえて即売が行われました。



▼村民作品展——芸術の秋、村内愛好者による画や書、工芸などの力作約二百四十点が展示された、村民作品展会場。



▼生花展——中之島村生花教室の人たちによる「生花展」。今年は、二十点が展示されました。

▼チャリティセール——村民祭の目玉ともいえる、ご存じ不用品を集めた「チャリティセール」。今年も大勢の方々からお買い上げいただきました。



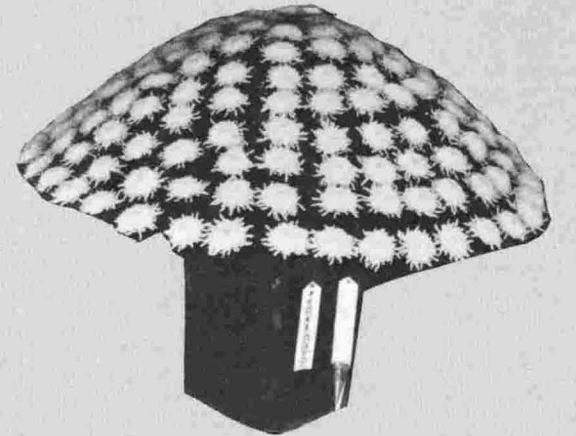
村民祭の収益金を寄付——「村の社会福祉に役立ててください」と、村民祭実行委員会の代表が、この村民祭で得た収益金十六万七千二百四十四円を、大竹助役に手渡しました。(十一月十六日・村商工会会議室で) 皆様方の善意に対し、紙上より厚くお礼申し上げます。



——村民祭

品展・菊花展)が一斉に開催された11月11日(日)は、多勢の村民で1日中にぎわいました。

そこで、当日の様子をスナップ写真で紹介しましょう。



◀錦鯉品評会——「泳ぐ宝石」とも呼ばれる錦鯉。百二十匹が参加して、その華麗な色彩と優雅な姿を競い合っていました。



- 全体の部
- ◎総合優勝 村上 徳男(中之島第七)
- ◎総合一席 大久保乙蔵(中野中)
- ◎総合二席 池田 幸夫(中興野)
- 幼魚の部
- ◎総合優勝 浅野 耕治(中野東)
- ◎総合一席 小根山惣蔵(中野中)
- ◎総合二席 久須美信次(鶴ヶ會根)



▲串だんご販売の様子

▲▲わたあめ・串だんご販売——老若問わず人気の的となった「わたあめ販売コーナー」。約三時間ほどで、二二〇本のわたあめを作りました。また、隣りに設けられた「串だんご販売コーナー」でも、用意した一〇本入れ一パックの串だんご一〇〇パックが、飛ぶように売れました。



▶わたあめ販売の様子

▶菊花展——丹精こめて作られた大菊や懸崖、数咲など、二百八十三鉢が出品され、訪れた人々を魅了させていました。



- 個人賞(特別賞)
- ◎村長賞(競技花・厚物) 山田 正夫(中条 第二)
- ◎議会議長賞(一般花・厚物) 吉田 正(中条新田第三)
- ◎教育委員長賞(懸崖) 菲沢 誠二(大沼新田)
- ◎農業委員長賞(花壇) 阿部 泰栄(興野)
- ◎中之島村農協組合長賞(数咲) 荒川 茂(灰島新田)
- ◎実行委員長賞(盆景) 小黒 金次(真野代新田)
- 団体賞
- ◎一位(村長賞) 信条支部
- ◎二位(議会議長賞) 中之島支部
- ◎三位 中条支部 ◎四位 中野支部 ◎五位 三沼支部



佐藤勝蔵さんが 全国保護司連合会長表彰を受賞

去る十月十八日、東京で開催された第三十五回更正保護制度全国大会において、永年、保護司として活躍中の佐藤勝蔵さん（七十五歳・中之島第五）が、栄誉ある「全国保護司連合会長表彰」を受賞されました。

保護司とは、——社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者の改善及び更生世論の啓発に努め、もって地域社会の

浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する——を目的とし、法務大臣から委嘱されるもので、佐藤さんは、昭和三十九年五月から現在までの二十年間にわたり、この保護司をされている人です。この間、担当された事件数は、保護観察（起訴されても実刑を受けない人等）五十九件、環境調査調整件数（刑期を終えて社会復帰する際の受け入れ先の調査等）二十九件で、それらの功績がこのたび認められ、表彰されたものです。

◆ 本村には佐藤さんをはじめ、次の方々が保護司として活躍されています。犯罪等（交通事故も含む）についてお悩みの方は、気軽にご相談ください。秘密は厳守されます。（敬称略）

◎佐藤 勝蔵 中之島第五
六六—四〇八八

◎吉藤 晃威 大 口
二四—一二六七

◎飛鳥井義賢 中野東
六六—三四四九

◎原 信蔵 中条第一
六六—五三三七

《参 考》
（10月末日現在）

	村内	見附保護区	新潟県内
保護観察件数	3	10	1,083
環境調査調整件数	1	5	611



▲10月29日から10日間にわたり開催された、恒例の「村政懇談会」。今年は、10会場で延170名の村民が参集され、180以上の意見・要望等が出されました。なお、これらの概要は「広報なかのしま」12月号でお知らせする予定です。（10月29日・西所公民分館で）



▶村商工会婦人部では、奉仕活動の一環として、老人憩いの家「刈谷田荘」を十一月十九日に大清掃。午前中で、いままでの汚れがすっかり落とされました。

▼火災の発生しやすいシーズンを迎え、三沼消防分団では婦人会と老人クラブの会員を対象に、消化器の正しい使い方や消化栓の使用方法などの講習会を11月25日に開催しました。



カマラ歩



◀恒例の中之島村遺族会による、戦没者慰霊祭。今年も、十一月一日中之島村公民館において、しめやかに取り行われました。



◀健康診断

◀視力検査

◀来年度小学校に入学する子どもたちを対象とした「就学前健康診断」（視力・聴力検査と知能テスト及び健康診断）が、各小学校で実施されました。（十一月十四日・中之島中央小で）



▶十月二十八日(日)、中之島中央小体育館で、盛大に開催された郷土芸能発表会。民謡や詩吟など、二十の愛好グループが参加して、日ごろの練習成果を披露していました。

▼▼芸術の秋——10月・11月にかけて村内の保育所、小・中学校では、展覧会や文化祭を一斉に開催し、訪れた人たちの目をなごませていました。

▼文化祭の様子（10月28日・中之島中学校で）



▲各クラス別による音楽発表会の様子（北中で・十月二十八日開催）

▼11月5日、信条小児童会では「収穫祭」と銘打ち、自分たちの手で栽培・収穫した「さつまいも」をおいしそうに焼き、秋の味覚をたっぷり楽しんでいました。



割賦販売法が改正されます

十二月一日施行

クレジット、月賦あるいは分割払いと一般に呼ばれている割賦関連取引のトラブルから消費者を守るため「割賦販売法」が改正され、十二月一日から施行されることになりました。主な改正点は次のとおりです。

一、信販会社などによるクレジット・カードなどについても割賦販売法が適用されることになりました

従来、商品の売り手(販売者)と買い手(消費者)の間の割賦販売取引については、消費者保護規定が適用されていましたが、信販会社などが介在する割賦購入あっせん(下図参照)には適用されていませんでした。今回の改正によって新たに適用される主な消費者保護規定には、次のよう

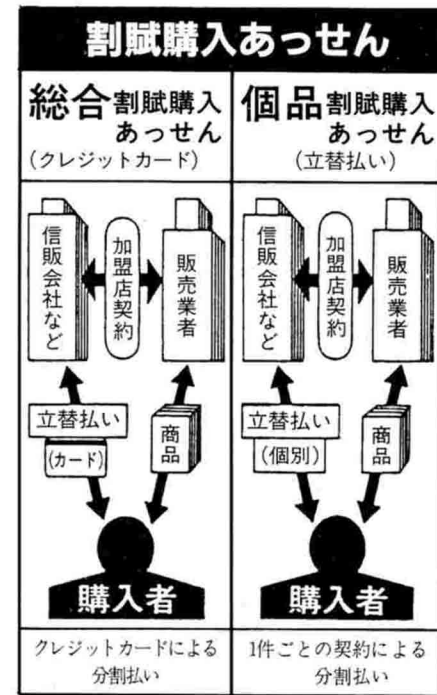


なものがあります。

①取引条件の表示 消費者が商品を購入する際、業者は現金価格、割賦価格、手数料などを表示する義務があります。

②書面の交付 業者は、契約書に割賦価格、分割回数などを記載して消費者に渡す義務があります。

③クーリングオフ 消費者は、一定



販売業者や信販会社などは、消費者に対し、過剰な信用供与(支払い能力以上に販売契約をする)をすることのないよう、努めなければならないことになりました。これにより、多

期間内であれば、無条件で契約の申し込みを撤回したり、解除することができます。(訪問販売の場合のみ)

二、消費者は信販会社などに対しても支払いを拒むことができるようになりました

商品が届かない、商品にキズがあるのに信販会社などから支払い請求がくる、といったトラブルが多くなっています。このような場合、信販会社などに対して支払い請求を拒否することができるようになりました。

三、多重債務者の発生を防止する規定が新設されました

消費者が、その支払い能力を超えて商品を買ひ、返済できなくなるというような事態を防止するための規定です。

重債務者(複数の業者に対し自己の支払能力以上に債務のある)人の発生を防止しようというものです。

四、クーリングオフのできる期間が延長されました

訪問販売による割賦販売などの場合、クーリングオフ期間が四日から七日に延長されました。

五、指定商品が追加されました

割賦販売法では、規制の対象となる商品を政令で定めています(指定商品制度)。

従来、指定商品は、耐久性のあることが主な条件でしたが、今回の改正によって、トラブルの増えている消耗品についても政令で指定することができるようになりました。

新たに消耗品として、いわゆる健康食品、コンドームおよび化粧品が指定され、一層の消費者保護が図られています。

以上が、改正された割賦販売法の主な内容ですが、トラブルを防ぐには、何にもまして、契約書をよく読み、納得した上で契約書にサインすることが大事です。

クレジットコーナー

サラリーマンの給与についての所得税は、毎月の給料やボーナスが支払われるときに源泉徴収されることになっています。しかし、それらの合計額とその年の

給与総額に対する正規の年税額とは、一致しないのが普通です。このため、その年の最後に支払われる給料やボーナスで、源泉徴収された税額の精算が行われます。この精算手続きを「年末調整」と呼んでいます。年末調整は、大部分のサラリーマンにとって確定申告に代わる大切な手続きであるといえますが、次のような人は、確定申告をする必要があります。

①給与の収入金額が一五〇〇万円

を超える人

②給与所得及び退職者以外の所得が二〇万円を超える人

なお、確定申告をする必要がないサラリーマンでも、雑損控除や医療費控除、今年初めて住宅取得控除を受けようとする人などは、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されます。



税務コーナー(詳細は、税務課(☎六六一二一〇一)へお問い合わせください。)

家屋の取りくずしなどがあつた場合は届け出を!

今年、住宅や作業所・車庫などを取りくずされたり、新築あるいは増改築された方で、まだ「家屋調査」を受けていない場合は、固定資産税係まで届け出てください。



昭和60年度の農業用軽油免税証 交付申請が始まります

昭和60年度も今年度と同様、一括販売店で手続きすることになりますので、必要書類を持参のうえ販売店で申請の手続きを行ってください。(原則として個人の受付はしません)

1. 申請に必要な書類等

必要な書類等	申請者		継続申請者	
	新規申請者	機械及び構成員を変更する者	機械及び構成員を変更する者	その他の者
①免税軽油使用者証	×	○	○	○
②免税軽油使用者証書交付申請書	○	×	×	×
③免税軽油使用者証の登録事項変更申請書	×	○	○	×
④免税証交付申請書	○	○	○	○
⑤機械所有証明書	○	○	○	×
⑥耕作面積証明書	○	○	○	○
⑦印鑑	○	○	○	○

(注)※新規申請者とは、初めて免税証の交付申請を行う者。(免税軽油使用者証を持っていない者)

※継続申請者とは、今まで免税証の交付を受けたことがある者。(免税軽油使用者証を持っている者)

※機械所有証明書とは税務課または農機具販売店で、農業用機械を所有または販売したことを証明した書面。

※耕作面積証明書とは、税務課で申請者の耕作面積を証明した書面。

※印鑑は、新規申請および継続申請を問わず、すべてを販売店に提出すること。

2. 申請受付期間(販売店でとりまとめる期間) 昭和59年12月1日(土)~昭和60年1月14日(土)

国税庁提供番組

ただいま放送中!

■テレビ番組「メイコのくらしと税金」

新潟総合テレビ(NST)で、毎週土曜日の午前10時45分から午前11時まで放映。(来年3月30日まで放映予定)

■ラジオ番組「牟田悌三の税金相談」

新潟放送ラジオ(BSN)で、毎週日曜日の午後6時15分から午後6時30分まで放送。(来年4月7日まで放送予定)



▲34チームが一斉にスタート

三十四チームが 力走

村内一周駅伝競走会

結果から

文化の日の十一月三日、総勢三十四チームが参加(昨年と同数)して開催された、恒例の村内一周駅伝競走大会。さわやかな秋空のもと、役場前を午前九時に出発した選手たちは、待ち受けた沿道の人々からの温かい声援や拍手を背に、八区間、全長二十七・三キロメートルの中之島路を力走し、タイムを競い合いました。

団体の部

〔総合の部〕

- ▼優勝 上通 B 一時間三十九分二十五秒
- ▼準優勝 北中選抜 A 一時間四十二分八秒
- ▼三位 北中選抜 B 一時間四十五分二秒
- ▼四位 信条青年会

〔一般の部〕

- ▼五位 信条 一時間四十七分三十一秒
- ▼六位 中之島中 A 一時間四十七分四十三秒
- ▼七位 北中バスケット部 B 一時間四十七分四十四秒
- ▼八位 上通 A 一時間四十八分三秒
- ▼九位 中条公民分館 一時間四十八分二十五秒
- ▼十位 中野公民分館 一時間五十一分四十三秒

〔中学生の部〕

- ▼優勝 北中選抜 A 十五チーム参加
- ▼準優勝 北中選抜 B

個人の部

〔区間最高記録〕

- ▼諏訪直樹 九分二十二秒 北中選抜 A (第六区、二・六キロメートル)
- 〔区間記録〕
- ▼第一区 (三・四キロメートル) 浅野雅樹 十一分三十七秒 上通 B
- ▼第二区 (三・〇キロメートル) 池上利勝 十分二十三秒 上通 B
- ▼第三区 (三・七キロメートル) 鈴木太郎 十二分三十二秒 上通 B
- ▼第四区 (四・一キロメートル) 齋藤仁志 十三分二十八秒 信条青年会
- ▼第五区 (三・八キロメートル) 小林雅樹 十三分二十四秒 中野公民分館
- ▼第七区 (二・八キロメートル) 高橋孝一 十分五十四秒 北中選抜 A
- ▼第八区 (三・九キロメートル) 小柳亨 十三分三十四秒 信条

中之島村給食組合(高橋広吉組合長)から「保育に役立ててください」と、村内全保育所に総計十五点の教材(十万二千二百円相当)が寄贈されました。紙上より、厚くお礼申し上げます。

みんなそろって 明るいお正月を



歳末たすけあい運動

12月1日→12月31日

年金コーナー

国民年金保険料は 年末調整されます

今年一年間に納めた国民年金の保険料は、サラリーマンの年末調整や自営業などが確定申告すると、その全額を社会保険料として所得額から控除されます。

十二月は年末調整の手続きをする月ですので、該当者は忘れずに申告してください。

昭和五十九年一月から十二月までに納めた、次の保険料が控除の対象となります。

①定額保険料

一月から三月までは一カ月につき五八三〇円、四月から十二月までが一カ月につき六、二二〇円——年間納めた場合は七三、四七〇円です。

②付加保険料

一月から十二月まで一カ月につき四〇〇円——年間納めた場合は四、八〇〇円です。

※①の定額保険料と②の付加保険料をあわせて、年間納めた場合は七八、二七〇円です。

③その他の保険料

一月から十二月までの間に、未納保険料や追納保険料及び前納保険料を納めた場合は、その全額。

納めた保険料額や詳細については、住民福祉課国民年金係(☎六六一二一七〇)へお問い合わせください。



障害者の自立と参加を すすめるために

—地域懇談会を開催します—

新潟県では、ポスト国際障害者年として、昭和57年より「障害者の自立と参加促進運動」(略称「ピーチ運動」)を展開しています。

この運動の趣旨は、完全参加と平等を目ざし、社会の諸活動に参加する障害者の行動と勇気をたたえ、希望の輪を広げようとするものです。

このため、県内16地区に「自立と参加促進運動推進会議」が設けられ、講演や体験発表の場となる地域懇談会を開催していますが、四市南蒲地区においても、昭和59年の地域懇談会を次のように計画しています。

1. 期日 昭和59年12月22日(土)
2. 時間 午後1時30分～4時30分
3. 場所 三条市中央公民館
4. 内容 ①中村興吉先生

②その他 体験・意見発表
障害者について、より理解を深めていただくため、多数の方が参加されるようお願いします。

なお、12月9日は「障害者の日」です。みんなで障害者の福祉について語りあい、よりよい福祉社会を築きましょう。



「人権」のしるしを掲げよう

十二月四日～十日は
「人権週間」



世界人権宣言が誕生した十二月十日の「人権デー」を記念して、十二月四日からこの人権デーまでの一週間を「人権週間」と定め、人権の理解と人権意識の高揚を図っています。

人権週間中の強調事項は——◎人権の共存：互いに相手の立場を考えて、豊かな人間関係をつくらう◎部落差別をなくそう◎婦人の地位を高めよう◎障害者の完全参加と平等を実現しよう——です。この機会に、あなたも「人権」について考えてみてください。

なお、本村では、次の二名の方が人権擁護委員として、法務大臣から委嘱されていますので、人権問題でお困りの方は気軽に相談ください。
▼飛鳥井義賢さん(中野東・☎六六一三四四九)
▼吉藤 晃威さん(大口・☎二四二二四一―二二六七)

ただいま工事中
—入札結果から—

場所	工事名	工事費	工事業者名	完成予定日
灰島新田	道路改良工事	575万円	松井木材建設	S. 60.2.12
中之島第1	道路改良工事	245万円	㈱佐藤組	S. 60.1.13
徳興野一野口	道路表面処理工事	188万円	㈱松井組	S. 59.12.14
中条第1	道路維持工事	235万円	丸寅建設㈱	S. 60.1.3
灰島新田	下水路整備工事	207万円	㈱宝建設	S. 60.1.13
都市下水路線測量委託		212万円	㈱県央都市開発	S. 60.1.3
用地丈量測量委託		93万円	㈱旭工務店測量設計事務所	S. 60.1.10

人口の動き

—10月31日現在—
()内は前月比

人口	11,552人(+14)
男	5,667人(+6)
女	5,885人(+8)
世帯数	2,347戸(+4)



編集後記



▼降雪期を間近に控え、冬囲いや越冬用野菜の取り入れを急ぐ姿が、目立つシーズンとなりました。この光景を見ると、雪との戦いを思い出し、気持ちも重くなってきました。

▼長期予報では、この冬は雪が少なくと予想していますので、その通りになっただけでないと思います。

大竹邸記念館開館日

- 第1・第3金曜日、第2日曜日
- 午前10時～午後3時

なつかしいあの人へ… 年賀状はお早めに

年賀状の受付は、12月15日(土)から開始します。年賀状は、年末押し迫ってからお出しになりますと、元旦の配達に間に合わなくなる場合もありますのでお早めにご準備いただき、なるべく12月20日(木)までにお出しただけようお願いします。

臨時教育審議会 からのお願い

臨時教育審議会では、9月5日の第1回総会以来、わが国の教育の在り方について審議を進めていますが、審議に当たって広く国民の皆様のご意見、ご要望を十分お聞きしたいと考えております。

個人、団体を問わず、国民の皆様からの教育改革等に関するご意見等をお寄せくださるようお願いいたします。

お寄せいただいたご意見等は、今後の審議において活用させていただきます。

なお、ご意見等は書面により下記までお送りください。

〒100 東京都千代田区永田町 1-6-1
臨時教育審議会事務局

昭和60年4月から 使用済み乾電池の 回収を実施します

三島郡清掃センター組合(与板町・出雲崎町・寺泊町・和島村・中之島村の5町村で構成)では、昭和60年4月から、いま問題になっている「使用済み乾電池」を回収することになりました。

各家庭及び事業所におかれましては、当分の間、使用済み乾電池を捨てないで、保管されるようお願いします。

なお、回収期日・方法等については、別途広報などでお知らせします。

川や湖の水質を守りましょう

洗剤の使いすぎや有リンの合成洗剤は、水質汚濁の原因の一つとなります。次の事項を守り、適正な使用をお願いします。

- ▶有リン合成洗剤(洗濯用粉末合成洗剤)の使用はやめましょう。
- ▶洗剤は表示されている量を守り、過度の使用はさけましょう。(目分量で量を定めることなく、計量カップ等で計って使用しましょう。)

民俗資料館開館日

- 毎月5日・15日・25日
- 午前9時～午後4時

村史編さんほれ話(その七)

地蔵尊の話(三) 与茂地蔵の話

旧長岡街道と与板街道が交差していた大字中之島の二本木(現在の旧中之島小学校裏手の通称中通り道)に、与茂七地蔵がある。

名主・大竹与茂七が正徳事件で獄門の刑(正徳三年(一七一三))に処せられ、その首が新発田から送られて、この与板街道の入口で三日三晩晒されたことから、その跡地に彼の妻秀子が、ひそかに非業の死を遂げた夫与茂七の霊を弔うために、この地蔵尊(石仏座像)を建立したものと伝えられている。

この正徳事件は、三百年間にわたる新発田藩の治世の中で最も大きな訴訟であり、関係者を心底寒からしめた深刻な事件であったと言われるから、その事件に関する資料や手控え等も多くあったと思われる。しかしながら残念なことに、与茂七をとりまく手控えがまったくと言ってよいほど発見できないのである。

思うに、これは新発田藩にとっても、庄屋元でも余り芳しからぬ事件であり、当時与茂七事件を口にすることは死を

意味することであり、財産の没収はおろか親族の滅亡につながるという、陰惨な危機感が漂っていたであろうと推測されることから、記録その他の物が故意に消滅されたものと考えられるのである。

ともあれ、石仏は長年の風雨にさらされるなかで、密かに心ある人々によって守り伝えられて現在に至り、毎年六月二十四日の夜には講中による盛大な供養祭が行われていることは、せめてものことと言わねばなるまい。

〔付記〕

- 現在、石仏が安置されているお堂は、明治三十二年に有志の手によって建られたものである。
- 大正三年に建立された「義民大竹



義民大竹与茂七墓

▶石仏が安置されているお堂
与茂七墓」の碑面には、与茂七とともに処刑された脇川新田名主・善助、中興野村名主・小助、池之島村名主・善平、安左衛門、灰島新田名主・喜平太の名も刻まれている。



一、飲酒運転の追放

昭和五十九年十二月十一日(火)から六十年一月十日(木)までの一カ月間

期 間

運動の重点

この運動は広く県民の交通安全意識の高揚を図り、正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図る。特に、年末年始の飲酒の機会が多いシーズンを迎えて飲酒運転追放意識を高めるとともに、冬期特有の交通事故防止を図ることを目的とする。

目 的

十一月十一日(火) 十一月十日(木)

一冬の交通事故防止運動

二、スリップ事故の防止

三、踏切事故の防止

四、歩行者・自転車利用者の事故防止

冬は、雪や寒さのため、道路や交通の環境が夏場とすっかり変わってしまひ、交通事故が発生しやすくなります。ドライバーも歩行者も、一層気をひきしめて安全運転・安全歩行の習慣をしつかり身につけるとともに、お互いに相手の立場を尊重する「ゆとりと思いやりの心」をもって、冬の交通事故を防止しましょう。

《村内交通事故発生状況》

区分	件数		死者		傷者	
	10月中	累計	10月中	累計	10月中	累計
59年	1	25	0	1	1	28
58年	3	25	0	1	3	28
比較増減	-2	±0	±0	±0	-2	±0

死亡事故0 連続134日(%)現在)

交通事故のご相談はお気軽にどうぞ

無料で相談に応じております。
 *午前9時半～午後4時40分(平日)
 *土曜日は正午まで(第2土曜日は休みです)
 ◎専門の相談員が親身になってご相談に応じます。
 ◎弁護士相談日
 毎週水曜日午後1時～4時
 社団法人 日本損害保険協会

新潟自動車保険請求相談センター

新潟市本町通七番町1082
 興亜火災新潟支店ビル5階(新堀通り本町角)新潟調査事務所内
 ☎0252-25-1851(直通)
 0252-25-2225

◆電話のご相談もお受けします。

シートベルト着用率

去る十一月六日の午後三時から一時間にわたり、役場前の県道見附与板線(上り車線)で「シートベルト・ヘルメット着用状況調査」が実施されました。

その結果、ヘルメットについては調査台数九台(原動機付き自転者のみ)のうち七台が着用しており、着用率も七七・七八パーセントと高かったのですが、シートベルトについては調査台数一二七台(大型車除く)のうち、着用台数はわずか二十台で、その着用率は一五・七五パーセントとたいへん低い数値でした。

シートベルト・ヘルメットはあなたの命を守ります。面倒がらずに、その着用を習慣づけましょう。

シートベルト等着用状況調査の様子

～シートベルトにヘルメット しめて安心 かぶって安全～



勤め帰りに同僚等と熱カンでキョツと一杯……。お酒のおいしい季節となりました。特に、これからの時期は忘年会などで、お酒を飲む機会が多くなりますが、同時に飲酒運転による交通事故も増えます。ほんの一杯だけが命とりになりかねません。「乗るなら飲むな、飲んだら乗るな」の鉄則を、ドライバーの人ひとりが自覚し、これをさらに徹底厳守するように心がけましょう。

アルコールは一種の「マヒ剤」

飲酒運転による交通違反は、罰則が重く、社会的にも許されるべき行為でないことは、ドライバーならだれでも知っていることなのですが、その実態をみますと、まだまだ、アルコールに對する認識不足がめだちます。なぜ、飲酒運転をしたか、という問いに對して、「あまり酔っていないと思つたから」とか「少ししか飲んでいないから」と答える人が多く、なかには「酔つた勢いで」という無鉄砲なドライバーもいます。つまり、アルコールの影響を理解していないと言つていいでしょう。アルコールは一種の「マヒ剤」となつて、運転に必要な「認知」「判断」「実行」の能力を大きく低下させ、次のような影響を与えるのです。

①視力障害、特に動いているものを見る動体視力に障害が起こる。また視野が狭くなり、一点を中心に周りが見えなくなる。いわゆる「トンネル視」の状態になる。

②下肢運動神経の機能が低下し、ブレーキの遅れ、アクセル、クラッチなどの操作が乱暴になる。



③集中力が純り、身体平衡感覚や握力が低下し、疲労感が高まる。

「自分は酒に強い。一合ぐらいなら運転しても平気」というのは大きな誤りです。ちよつとも酒を飲めば、自制心が失われ、運動機能や知覚機能が純くなるのです。

ひとたび事故を起こすと、死亡事故につながるやすい飲酒運転——酒の強い弱いにかかわらず危険であることを肝に銘じて、「乗るなら飲むな、飲んだら乗るな」を実践しましょう。

酒酔い運転と道路交通法

また、第二項では、酒気帯び運転をする恐れがある者に対し、酒類を提供したり、または飲酒をすすめてはならないとしていいます。

第一項に違反して、酒に酔つた状態で車を運転(酒酔い運転)した場合は、二年以下の懲役または五万円以下の罰金に処せられ、違反点数は十五点で運転免許は取り消されます。

また、身体に保有するアルコールの量が、血液一ミリリットルにつき〇・五ミリグラム以上、または呼気一リットルにつき〇・二五ミリグラム以上であるとき(酒気帯び運転)は、三ヶ月以下の懲役または三万円以下の罰金に処せられるとともに、違反点数は六点で運転免許は停止されます。

〔注〕アルコールの量が血液一ミリリットルにつき〇・五ミリグラム以上、または呼気一リットルにつき〇・二五ミリグラム以上とは、一般的には、次の飲酒量を言います。

- 日本酒(二級) 二〇〇cc
- ビール 七六〇cc
- ウイスキー(40度) 八〇cc

これらを二十分～三十分で飲んで、三十～六十分後の状態。

もちろん、人によって、また、そのときの心身の状態によって多少の違いがあることは言うまでもありません。

～村ぐるみで飲酒運転を追放しよう～